

中間評価で見えた課題を踏まえ、食育基本法改正の趣旨との関連を整理し、後期計画における主な対応を示しています。

【食育基本法 前文の改正】
（「食」をめぐる環境の変化）働き方が多様化し、世帯構成が変化したこと及び消費者と生産者との関係が希薄化したことを掲げるほか人々がまだ食べることができる食品を廃棄する等の問題がある旨及び良質な食料の安定的な確保の面からも「食」の在り方を学ぶことが求められている旨を追加する。食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に寄与することが期待されている旨を追加する。

（国民運動としての食育の在り方の明確化）食育は、「食」に関する体験活動等を通じて自然の恩恵や農林漁業者をはじめとする「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深め、豊かな人間性を育むものである旨、職場等を含めた機会と場所を中心に、人材を育成・活用し自ら進んで取り組むものである旨、国民運動として全国においてあらゆる世代の人々に対し十分に展開することが求められている旨を追加する。

【第1・7条／総則の改正】（食料安全保障の確保）
目的として、食料安全保障の確保にも資する食育を推進することを追加する。
食育は、食料の合理的な価格の形成について国民がその発達段階に応じた適切な方法により理解を深めることができるようにするとともに、食料安全保障の確保に資するよう推進されなければならない旨を追加する。

中間評価の課題 ・ データ		法改正の内容(概要) ※本欄の記載は、食育基本法の一部を改正する法律案要綱に基づき作成	市の対応(後期計画)
大人(20～30歳代):関心は向上、行動変容につながっていない		【第20条の2／施策】（大人の食育運動の促進） 国及び地方公共団体は、成年に達した者の健全な食生活の実現に資するよう、大学等の学生に対する食生活の改善のための啓発活動その他の活動に対する支援、事業者がその雇用する者の健康に配慮して行う食育の推進に関する活動に対する支援、食育の推進に関する活動を行う事業者等の連携及び協働を促進するための体制の整備等必要な施策を講ずるものとする旨の規定を設ける。	優先テーマA「大人の食育の推進」 【実施】大学生・新社会人向け食育講座(しずおかカラダにeat75)を実施 【方向性】職場・大学・事業所(給食)・飲食店・教育機関等との連携を段階的に広げ、働く世代・学生の食生活改善を支援
	・食育に関心を持つ若い世代の割合(20～30歳代)		
	・食に関する情報を得るために行動をする若い世代の割合(20～30歳代)		
	・朝食を欠食する若い世代の割合(20歳代) (30歳代)		
	・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合(20～30歳代)		
	・主食・主菜・副菜を揃えるためには 手間がかからなければ 時間があれば	【第13条の2／努力義務】（食育の推進のための連携・官民連携の強化） 国、地方公共団体、教育関係者等、農林漁業者等及び食品関連事業者等は、基本理念の実現を図るため、食育の推進に関し、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない旨の規定を設ける。	
		【第6条／理念】（大人も含めた食に関する理解醸成及び行動変容の促進） 食育を行うに当たっては、年齢等にかかわらず、職場を含むあらゆる機会とあらゆる場所を利用する旨を追加するとともに、食に関する理解を深め、これを食生活の改善や食料の持続的な供給に資する物の選択に努める等の健全な食生活を送ること等に資する行動に結び付けることができる能力を育むことを旨としなければならない旨を追加する。	
生活習慣病予防の実践	・生活習慣病予防や改善のために、適切な食事や定期的な運動を継続して実施している市民の割合(中学生～84歳)	【第21条の2／施策】（大人の食育運動の促進） 国及び地方公共団体は、広く国民が、年齢等にかかわらず、健全な食生活を実践する意欲を高めることができるよう、国民が自らの栄養、食習慣等に関する食生活の状況を把握し及び改善するための取組への支援その他の食生活の改善のための取組への支援等必要な施策を講ずるものとする旨の規定を設ける。	【方向性】優先テーマAの対象を40歳代以降にも広げ、個人の食生活改善の取組を支援 【方向性】個人が自ら食生活や栄養状態を把握し、改善につなげられる仕組み(見える化)の検討
	・1日あたりの野菜摂取量の平均値(20歳以上)		
	・1日あたりの食塩摂取量の平均値(20歳以上) ※野菜・食塩は国民健康・栄養調査(全国値)を引用		
食卓と生産現場の距離が広がり	・農林漁業体験をしたことがある市民の割合(中学生～84歳)	【第19・23条／施策追加】（生産者と消費者との交流の促進の強化） 1 国及び地方公共団体が家庭における食育の推進を支援するために講ずるべき必要な施策の例示として、農林漁業に関する体験の場の提供を追加する。 2 国及び地方公共団体が生産者と消費者との信頼関係を構築するために必要な施策を講ずるに当たっての考慮事項として、食料・農業・農村基本法第14条に定める消費者の役割を追加する。	優先テーマB「しずおかの食卓と生産現場をつなぐ学びと体験」(学校での取組と連動) 【方向性】生産者とながり、地元産にふれる地産地消の機会づくり(関係団体・関係各課と連携) 【方向性】親子や地域で参加しやすい農林漁業体験の場づくり(参加方法の情報発信を含む)
	・地元(静岡市)で生産されたものを日頃から購入するようにしている市民の割合(18歳以上)		
	・農林漁業体験者		
	・農林漁業未体験理由 「体験する方法がわからない」		

中間評価で見えた課題を踏まえ、食育基本法改正の趣旨との関連を整理し、後期計画における主な対応を示しています。

中間評価の課題 ・ データ		法改正の内容(概要) ※本欄の記載は、食育基本法の一部を改正する法律案要綱に基づき作成	市の対応(後期計画)
学校 ・栄養バランスに関わる食育を、栄養教諭・栄養士を活用して実施した学校の割合(全公立小中学校) ・学童期や思春期に関わる食育を実施した学校の割合 食べ残しや食品ロスに関わる食育を、学校給食と関連させて実施した学校の割合	71.9%→94.3%(改善) 65.9%→80.5%(改善) 68.6%→82.9%(改善)	【第20条／施策】（学校等における食育の強化） 1 国及び地方公共団体が講ずるべき指導体制の1備として設置すべき教職員の例に学校における食育の中核的な役割を果たす栄養教諭を追加するとともに、子どもの食に関する理解の促進のため必要な施策の例として教育の一環として行われる農林漁業に関する体験活動その他の農林漁業教育(食を支える農林漁業及びその関連産業についての理解と関心を深めるための教育をいう。)を追加する。 2 国及び地方公共団体は、1の農林漁業教育等を通じた子どもの食に関する理解の促進等の施策を講ずるに当たっては、農林漁業者その他の教職員以外の人材の活用等を図るものとする旨の規定を設ける。 【第5条／義務】（子どもの食育における教育基本法等による施策との連携推進） 食育は、教育基本法その他の関係法律による施策と相まって行わなければならない旨を追加する。	農林漁業教育の充実 優先テーマBと連動 栄養教諭による地場産物等に係る食に関する指導 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和7年度)から維持向上
食のQOL（孤食等） ・毎日1回以上家族や友人等と一緒に食事をする市民の割合(中学生～84歳) ・食事を一人で食べる子どもの割合(学童期6～12歳) ・食事がいつも楽しい	66.8%→77.9%(改善) (朝食)9.5%→15.5%(悪化) (夕食)2.9%→3.1%(横ばい) (全体)56.4%に対し、ひとり暮らしは28.0%	【参考:国 第5次食育推進基本計画の方向性】 国は「地域等で共食したいと思う人が共食する割合」を目標として掲げている。	既存事業で継続して取り組む 【実施事業】共食の場づくり等の既存事業を通じて継続して取り組む 食のQOLに関する観察指標を追加
部署間・関連分野の連携／担い手の減少 事業評価の課題の一つ ・食育の推進に関わるボランティア団体等において活動する市民の数(18歳以上)	1,412人→532人(悪化)	【第10条／義務】（食育の推進のための連携） 地方公共団体は、食育の推進に関して施策を策定し、及び実施するに当たっては、教育等(教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健をいう。)、農林漁業その他の食育に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保しなければならない旨を追加する。 【第4条／義務】（関連分野との協働による食育の取組拡大） 食育を推進するための活動に当たっては、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野における施策との有機的な連携を図りつつ展開されなければならない旨を追加する。 【第22条／施策追加】（関連分野との協働による食育推進運動の展開） 1 国及び地方公共団体は、民間の団体等が行う食育推進活動が、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野の事業者又はその組織する団体その他の関係者とも協働しながら全国において展開されるようにするものとする旨を追加する。 2 国及び地方公共団体が、連携協力を図るための施策を講ずる相手方として、ボランティアのほか、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わる者を追加する。 【第25条の2／施策】（食育推進体制の充実） 国及び地方公共団体は、食育の推進に必要な体制の充実が図られるよう、食育の推進に関する活動を行う人材の育成及び確保、食育の推進に関する活動を行う者に対する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする旨の規定を設ける。	連携強化 【実施】食育推進計画作業部会を拡充 【方向性】関係各課・関連分野と協働した食育の取組を展開 担い手の確保 【実施】食生活改善推進員の育成・活動支援

【義務】＝条文上「～しなければならない」等と定められた事項 【施策】＝「必要な施策を講ずる／図る」と定められた事項